

第2回合同会議意見（バーゼル法見直しに関して）

平成28年12月8日

日本鋳業協会 清水

1. 使用済鉛蓄電池の扱いについて

○早急な対応が必要

- ・前回の合同委員会で説明があったとおり、韓国での使用済鉛蓄電池の不適正処理が発覚した後でも、現行制度では、韓国での適正な処理が確認されないまま、引き続き韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出は行われている。^{*)}

*)：前回の説明から進捗があればご説明をお願いしたい

- ・前回の合同委員会で提示された見直し論点の方向性は、概ね賛同できるものの、韓国での使用済鉛蓄電池が不適正に処理されたという事実が今年の6月に明らかになったという事に鑑み、法律改正事項として議論するものと並行して、即時に対応できるものについては先行した対応をお願いしたい。
- ・具体的には、環境保全上の確認は、OECD加盟国向けの簡易な確認と、非OECD加盟国向けの確認の二種類であるが、簡易な確認では、韓国での不適正処理を防ぐことができなかったことを鑑み、使用済鉛蓄電池の環境保全上の確認については、すべて非OECD加盟国向けの確認に統一して頂きたい。この対応であれば、法律改正を伴わずに、先行的な対応が可能ではないか。
- ・本対応を早急に実施することで、我が国が環境問題を輸出することを是としないう姿勢を明確に示すべきである。

○国内処理に関して

- ・使用済鉛蓄電池の国内処理については、大気、排水基準等の国内法令を遵守し、適

切な処理を行っていることを理解頂きたい。

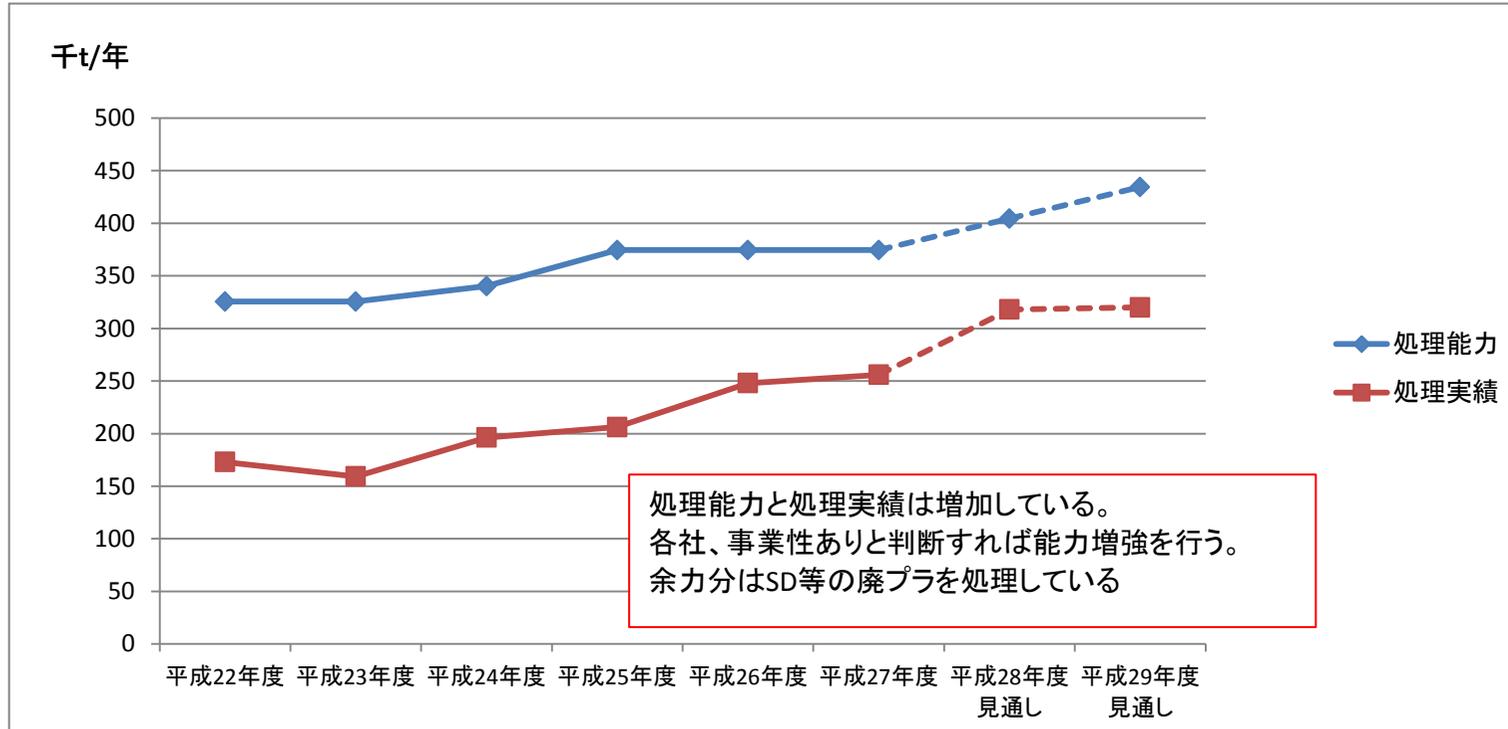
- ・なお、国内で仮に韓国での不適正処理と同等の事案が起こった場合には、即時操業停止になるものと認識して、適正な処理に邁進している。

2. 輸入手続の簡素化について

- ・E-scrapの国内での処理に関して、現状でも十分処理余力があるが、必要性があれば非鉄製錬メーカーは適宜能力増強投資を行う。このため輸入が増加しても処理面の問題は無い。
- ・国内製錬所は環境対策がしっかりしているため、グローバルな環境保全にも資するものと思料する。
- ・海外からのE-scrap集荷に関して、欧州との競争条件の不利を解消するため、通告・同意手続をなくすなどの輸入手続きの簡素化をしていただきたい。
- ・事前同意施設の認定にあたっては、新たな第三者認定のような制度をつくるのではなく、国が直接認定する制度とし、その認定にあたっては事業者負担の増加とならないようにすることが望ましい。

1. 廃電子部材+貴金属滓の処理能力及び処理実績

2016.12.8 鉱業協会



1. 協会各社処理能力(廃電子部材+貴金属滓+廃プラ類)
 当業界の環境事業の現況について(鉱業協会)より
 H28、29年度はそれぞれ対前年3万t増強される計画

2. 協会各社処理実績(廃電子部材+貴金属滓)
 当業界の環境事業の現況について(鉱業協会)より

2. 粗鉛生産能力、生産実績

千tPb/年

| | 鉱業協会 | 日本鉛協同組合 | 東日本鉛錫製錬協同組合 | 総計 |
|------|------|---------|-------------|-----|
| 生産能力 | 296 | 47 | 84 | 427 |
| 生産実績 | 203 | 32 | 27 | 262 |
| 余力 | 93 | 15 | 57 | 164 |

平成26年度データ(粗鉛ベース)
 鉱業協会: 製錬操業成績(製錬部会)
 二次精錬: 2組合傘下各社からの提供データ